障害者の雇用状況報告書及び誓約書

令和　　年　　月　　日

和泉市長　あて

　　　　　　　　　　　　　　　　　（申請者）

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号。以下「障害者雇用促進法」という。）第２条第２号から第６号までの規定のいずれかに掲げる障害者を下記のとおり常用労働者として雇用し、障害者雇用率が法定雇用率を超えていることを報告します。

なお、この報告書の記載事項は、すべて事実と相違ないとともに、令和８年４月１日時点の障害者雇用率が法定雇用率以下になった場合は、４月２週目までに申し出ることを誓約します。

また、この報告書に基づき障害者の雇用状況について調査されることを了承します。

記

①

【障害者雇用状況報告書の提出義務があり、障害者雇用人数・障害者雇用率に変更がない事業者）】

□申請日時点で「障害者雇用状況報告書」の記載内容に相違ありません。

②

【障害者雇用状況報告書の提出義務があり、障害者雇用人数・障害者雇用率に変更がある事業者）】

□申請日時点で　　　名を常用労働者として雇用しています。

□申請日時点で、障害者雇用促進法第２条第２号から第６号までの規定のいずれかに掲げる障害者　　　名を常用労働者として、　　　名を短時間労働者として雇用し、法定雇用率を超える障害者の雇用を行っています。

【障害者雇用状況報告書の提出義務のない事業者（申請日時点で障害者雇用義務があるが、前年６月１日時点では障害者雇用義務がなかった者を含む）】

③

□申請日時点で　　　名を常用労働者として雇用しています。

□申請日時点で、障害者雇用促進法第２条第２号から第６号までの規定のいずれかに掲げる障害者　　　名を常用労働者（短期労働者を含む）として雇用しています。

※本届出書は、業者カードの「障がい者雇用」にチェックした事業者のみ提出が必要です

※「常用労働者」とは、

１週間の所定労働時間が20時間以上で、1年を超えて雇用される見込みがある、

または１年を超えて雇用されている労働者をいいます。このうち、１週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の方は、短時間労働者となります。

　※パートやアルバイトの方であっても、上記の要件に当てはまれば、常時雇用する労働者に含まれます。

　※週所定労働時間が10時間以上20時間未満の重度身体・重度知的障害者及び精神障害者についても、雇用率の算定対象となります。

〇添付書類

①障害者雇用状況報告書

②障害者雇用状況報告書

　 対象者の障害者手帳または療育手帳等の写し

　 対象者の雇用確認書類（※）

③対象者の障害者手帳または療育手帳等の写し

　 対象者の雇用確認書類（※）

（※）雇用確認書類は健康保険・厚生年金保険被保険者被保険者標準報酬決定通知書または住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書のいずれかを提出してください。いずれも提出できない場合は、雇用証明書を提出してください。

下記のいずれかに該当する場合、業者カードの「障がい者雇用」にチェックし、本書を提出してください。

・障害者雇用率が法令に定める率を超えるもの

・障害者雇用義務がない者で障害者を雇用しているもの

記入例

障害者の雇用状況報告書及び誓約書

申請者欄には、本店（本社）の所在地、商号又は名称等を記入してください。

令和　年　月　日

和泉市長　あて

　　　　　　　　　　　　　　　　　（申請者）

所在地　大阪府和泉市府中町●丁目▲番■号

商号又は名称　株式会社　和泉市●△■

代表者職氏名　代表取締役　和泉　太郎

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号。以下「障害者雇用促進法」という。）第２条第２号から第６号までの規定のいずれかに掲げる障害者を下記のとおり常用労働者として雇用していることを報告します。

なお、この報告書の記載事項は、すべて事実と相違ないとともに、令和８年４月１日時点の障害者雇用率が法定雇用率以下になった場合は、４月２週目までに申し出ることを誓約します。

提出書類の「印鑑証明書」と同じ印を「実印」欄に押印してください。

また、この報告書に基づき障害者の雇用状況について調査されることを了承します。

記

【障害者雇用状況報告書の提出義務があり、障害者雇用人数・障害者雇用率に変更がない事業者）】

□申請日時点で「障害者雇用状況報告書」の記載内容に相違ありません。

【障害者雇用状況報告書の提出義務があり、障害者雇用人数・障害者雇用率に変更がある事業者）】

□申請日時点で　　名を常用労働者として雇用しています。

■申請日時点で、障害者雇用促進法第２条第２号から第６号までの規定のいずれかに掲げる障害者１名を常用労働者として、２名を短時間労働者として雇用し、法定雇用率を超える障害者の雇用を行っています。

【障害者雇用状況報告書の提出義務のない事業者（申請日時点で障害者雇用義務があるが、前年６月１日時点では障害者雇用義務がなかった者を含む）】

□申請日時点で　　　名を常用労働者として雇用しています。

□申請日時点で、障害者雇用促進法第２条第２号から第６号までの規定のいずれかに掲げる障害者　　　名を常用労働者（短期労働者を含む）として雇用しています。

※本届出書は、業者カードの「障がい者雇用」にチェックした事業者のみ提出が必要

※「常用労働者」とは、

１週間の所定労働時間が20時間以上で、1年を超えて雇用される見込みがある、

または１年を超えて雇用されている労働者をいいます。このうち、１週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の方は、短時間労働者となります。

　※パートやアルバイトの方であっても、上記の要件に当てはまれば、常時雇用する労働者に含まれます。

　※週所定労働時間が10時間以上20時間未満の重度身体・重度知的障害者及び精神障害者についても、雇用率の算定対象となります。